



島根県報

平成30年2月20日（火）

第2,981号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止（2件）

（土木総務課） 2

開発行為に関する工事の完了

（都市計画課） 3

【正 誤】

平成29年3月24日付け島根県報第2,888号中

（下水道推進課） 3

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成30年 2月13日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社山崎組

(2) 主たる営業所の所在地

島根県大田市久手町刺鹿2290番地 5

(3) 代表者の氏名

山崎 敬子

(4) 許可番号

島根県知事許可（特-25）第9287号、（般-25）第9287号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業

(2) 期間

平成30年 2月28日から同年 3月 2日までの 3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社山崎組の実質的経営者であった山崎宏隆は、同社の業務に関し、架空処分費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成24年 6月 1日から平成25年 5月31までの事業年度における申告ならびに平成25年 6月 1日から平成26年 5月31日までの事業年度における申告を、石見大田税務署において、同税務署長に対し、財務省令で定める電子情報処理組織を使用して行う方法により、虚偽の法人税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、同事業年度の正規の法人税額と前記申告税との差額を免れた。

この件について、法人税法違反により、同社が松江地方裁判所から罰金1100万円、山崎宏隆が懲役 1年（執行猶予 3年）の判決を受け、平成30年 1月10日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成30年 2月13日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

株式会社宏田屋

(2) 主たる営業所の所在地

島根県松江西市嫁島三丁目3番22号

(3) 代表者の氏名

石飛 衛

(4) 許可番号

島根県知事許可(特-29)第8630号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業

(2) 期間

平成30年2月28日から同年3月6日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社宏田屋の代表取締役であった山崎宏隆は、同社の業務に関し、架空処分費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成24年6月1日から平成25年5月31までの事業年度における申告ならびに平成25年6月1日から平成26年5月31日までの事業年度における申告を、松江税務署において、同税務署長に対し、財務省令で定める電子情報処理組織を使用して行う方法により、虚偽の法人税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、同事業年度の正規の法人税額と前記申告税との差額を免れた。

この件について、法人税法違反により、同社が松江地方裁判所から罰金400万円、山崎宏隆が懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、平成30年1月10日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市大東町大東898番、899番1、899番5、936番1、936番3、936番4、899番5地先から899番6地先まで、936番1地先から936番4地先まで

面積 5,210.50平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

正 誤

平成29年3月24日付け島根県報第2,888号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ | 箇所 | 誤 | 正

6	島根県告示第137号	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 平成27年島根県告示第219号の事業地に、隠岐の島町港町天神原を加える。	(1) 収用の部分 平成27年島根県告示第219号の事業地に、隠岐の島町港町天神原を加える。 (2) 使用の部分 変更なし
---	------------	--	--